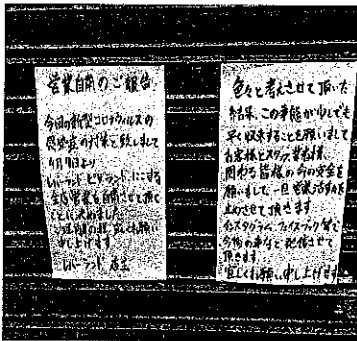




633号
〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-10-2
日港福会館 5階
Tel 03(3733)5621 Fax 03(3733)5622
メール rouren@kensu.jp
ホームページ http://www.kensu.jp/
全国検数労働組合連合
書記局



補償なき「緊急事態宣言」では感染拡大を防げない 自粛要請に伴って生じる損失への補償を一体で行うことが必要



蒲田商店街、立飲屋の営業自粛案内

宣言により営業を自粛してました。

7日の緊急事態宣言では、不要不急の外
出等の自粛が呼びかけられましたが、8日
の東京・蒲田駅界隈の状況は、いつもは通
勤客でこった返しているのですが、閑散と
していました。一方、電車は通常通りの
運行で、JR京浜東北線のホームは、電車
がひっきりなしに入ってくる様子が見え
ました。また、風間は駅周辺の「パチンコ」屋
をはじめ飲食店や商店の半数は緊急事態
宣言により営業を自粛してました。

いつも賑やかな商店街は閑散

4月7日、政府は7都府県(東京・神奈
川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡)に緊
急事態宣言を発令しました。
この危機意識をみんなで共有し、私たち
にできることを着実に実行し、感染拡大防止
に努めなければなりません。

危機意識をみんなで共有

「コロナウイルス感染拡大が私たちの生
活や仕事、そして、企業や経済に多大な影
響を及ぼしています。尊い命を奪われた
方々のご冥福をお祈りするとともに、感染
された方々にお見舞い申し上げます。そし
て、「この見えない敵」と最前線で闘っておら
れる医療労働者をはじめ関係者する方々
には心から感謝申し上げます。

いのみぎのね まつり正念場

2020年4月8日

新型コロナウイルス感染症の「緊急事態宣言」発令を受けて

全国検数労働組合連合
中央執行委員長 瀬戸修

1. 緊急事態宣言を重く受け止める

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、政府は4月7日に「緊急事態宣言」を発令しました。実施区域は東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡の7都府県を対象とし、実施期間は5月6日までの1ヶ月間を目安としています。緊急事態宣言は、対象とされた区域だけではなく全国の人々の命と健康、安全を守り、感染症を可能な限り早期に終息させるための措置であり、検数労連としても重く受け止めています。

2. 私たち一人ひとりが適切な行動を

緊急事態宣言を受けて、全組合員が一丸となって危機感を共有し、私たちにできることを着実に実践していくことが強く求められます。そのため、すでに周知されていますが、他者と一定の距離を確保することを意識し、とりわけ、密閉・密集・密接のいわゆる「3密」を避けるなど一人ひとりが適切な行動への対応が第一です。現在、国内感染者の内、感染源が分からない感染が6割強ある中で感染拡大を阻止し、そして、生活や経済の再起動に備えていきましょう。

3. 指定公共機関としての港湾物流

世界規模で感染拡大が続いている状況のもと、生活物資をはじめ社会に供給される貨物の90%以上は海上輸送が担っていることから、緊急事態宣言後も海陸物流のネットワーク機能は維持するとして「指定公共機関」の中に港湾運送事業者も組み込まれています。こうした中で産別組合では、日港協や関係行政機関に対して、港湾労働者の安全確保を第一とした緊急対策を強く求めました。同時に現在、現場の不安や要望点を聴取する取り組みを行っています。

4. 国民生活最優先の政策の確立

いま、感染症の拡大は、働く者に大きな影響を及ぼしています。全労連にも、解雇、雇い止め、内定取り消しなどで苦境に立たされた働く仲間から多くの相談が寄せられています。また、政府対策の目玉とも思える「一世帯30万円」や「個人事業主100万円」の給付金は、仕組みが極めて複雑なうえに対象者も限定されており、困窮している労働者や事業主への支援対策には寄り添っていません。関係諸団体とともに早急に賃金補償の新たな仕組みの具体化を求めています。

5. 組合員の命と健康を守る取り組みに向けて

緊急事態宣言後、私たちの生活の営みや経済活動を即座に止めることはできませんが、医療関係や指定公共機関等、社会的役割と責任を果たしている従事者に心から敬意と感謝を申し上げます。いま、全国的に全日検・日検協会並びに指定事業者の各企業においても多くの従業員が職場で仕事を続けています。引き続き、業務多忙の中、検数事業に従事する従業員の命と健康を守る取り組みを労使で十二分に協議していただきますようお願いします。

以上